

様式第九 (第8条関係)

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成28年3月23日
2. 認定新事業活動実施者名
セグウェイジャパン株式会社
東京急行電鉄株式会社
(両者ともに「二子玉川地区交通環境浄化推進協議会」の会員)
3. 認定新事業活動計画の目標
欧州・米国等を中心に都市観光・周遊や街の巡回等に利用されている、搭乗型移動支援ロボットを活用したサービスを国内都市部の街づくりの観点から導入することで、都市の魅力向上に資する新たなサービスパッケージを開発する。
4. 認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
 - (2) に記載する場所において、搭乗型移動支援ロボットの公道等実証実験として都市内ツアーを①～⑩のとおり実施する。
なお、新事業活動は、地域住民及び道路利用者等との合意を形成した上で、実施場所を管轄する警察署長による道路使用許可の範囲内で実施する。
 - ① 体制
新事業活動は、東京急行電鉄株式会社及びセグウェイジャパン株式会社の2社が、世田谷区からは地方公共団体としての新事業活動計画に対する協力を、二子玉川地区交通環境浄化推進協議会からは交通安全啓発主体としての新事業活動への協力、住民等合意形成への協力、各施設管理者との間の合意形成への協力を得て実施する。東京急行電鉄株式会社は新事業活動の運営責任者として、地域・地方公共団体との調整、参加者募集などのツアー管理・運営、収支の責任を負うものとし、セグウェイジャパン株式会社は、使用機器の手配、安全走行に関わるインストラクター講習の整備及び運用、保安要員となるインストラクターの育成などに責任を負う。
 - ② 搭乗型移動支援ロボット
新事業活動で使用する搭乗型移動支援ロボットは、道路外において走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施された次の種類のものであって、あらかじめ道路運送車両の保安基準の緩和措置を受けたものを使用する。
 - ・SEGWAY PT i2
 - ・SEGWAY PT i2 SE
 - ・ジェニーモビリティなお、いずれも最高速度が時速6キロメートルに制限されるよう設定し使用する。
 - ③ 日時
日出から日没までの時間帯に実施する(日没前でも、暗くなり視認性が低

下する場合は、安全な走行に必要な灯火をつけて走行する)。

なお、保育園の前面に位置する道路は、平日の登園・降園の時間帯には走行しない。また、路面凍結時(降雪時)、雷警報発生時その他の安全走行に支障があると判断される場合は実施しない。

④ 場所

(2)に記載のとおり。

なお、走行ルートの周囲には公道等実証実験を行っていることを周知するための看板を設置する。

⑤ 隊列

最大10名(ツアー参加者8名以下、保安要員2名)が縦一列になって走行する。保安要員は列の先頭と最後尾に位置し、視認性の高い服装をすることで隊列の始まりと終わりが分かるようにする。

⑥ ツアー参加者

小型特殊自動車の運転が認められている運転免許証の保持者であって満16歳以上(未成年の場合には親権者が同意書を提出する)かつ体重が45キログラム程度から118キログラム程度までの者を参加者として認める。ただし、酒気帯びなど法令で運転が認められない状態の者や、妊娠中やハイヒール着用など安全な乗車ができない者は参加できない。

また、参加者は、搭乗前手続き(誓約書の提出等)とツアー前講習(搭乗型移動支援ロボットに搭乗し安全に走行するための操作技術の習得等)を行ってから搭乗型移動支援ロボットによるツアーに参加する。講習の結果、公道等を走行させることが不相当であると保安要員が判断する者は、公道等で搭乗させないこととする。

⑦ 保安要員

保安要員は、搭乗型移動支援ロボットを販売するセグウェイジャパン株式会社が実施するインストラクター資格を取得した者とする。

先頭の保安要員は、道路上の障害物について常に注意喚起を行いながら走行し、障害物との接触が懸念される場合は、最後尾の保安要員が搭乗型移動支援ロボットから降りて1人ずつ安全に通行できるようサポートし、全員の通行が完了してから隊列での走行を再開する。

また、他の交通主体が近接するときは前後左右の交通に万全の注意を払い、ツアー参加者及び他の交通主体に対し注意喚起を行う。また、すれ違うときなどは他の交通主体を優先させ、道が狭い場合はツアー参加者が旋回及び移動して避けるよう指示するとともに当該動作の間に他の交通主体による無理な通行がないよう注意喚起を行うことで、他の交通主体が交通するための道幅を確保するよう努める。電柱や街路樹等により道幅が制限される場合も、他の交通主体の通行を優先させ、それらの手前で停止し待機するようツアー参加者に指示し、通行可能な状態になったことを確認してから進行する。

幅員3.0メートル未満の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道を通行するときは、当該箇所には保安要員(搭乗型移動支援ロボット又は自転車に搭乗していない者に限る)を配置する。

⑧ 現場責任者

公道等実証実験の実施中は、現場責任者が新事業活動の拠点である二子玉川ライズ・オフィス（東京都世田谷区玉川2丁目2番21号）8階カタリストBAに常駐する。現場責任者は道路使用許可証又はその写し及び使用する搭乗型移動支援ロボットの搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書を携行する。

⑨ 事故等に関する報告体制

現場責任者、保安要員及びツアー参加者を新事業活動の実施者の指揮監督下に置き、適切な実施体制を構築した上で公道等実証実験を行う。公道等実証実験の実施中に事故等の特異事案が発生した場合には、その状況を直ちに所轄警察署に通報する。また、安全走行の確保のため、定期的な保安要員からのヒアリング等に基づきヒヤリハットマップ等を整備し運用する。

⑩ その他

ツアーでは道路交通法などの関係法令を遵守する。また、ツアーの見学者が車道に出ないように指導する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

東京都世田谷区玉川地区（玉川1～4丁目、瀬田1・3・4丁目、二子玉川公園、兵庫島公園・二子玉川緑地運動場を含む玉川1・3丁目・鎌田1・3丁目に隣接する河川敷地）のうち道路使用許可を得た場所。

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する公道実証実験が次のア及びイをいずれも満たしていること。

ア 特定公道実証実験が、地方公共団体の協力を得て行われるものであることについて、地方公共団体があらかじめ了承していること。

イ 道路使用許可申請時までに特定公道実証実験を実施することについて地域住民、道路利用者等の合意形成が可能であること。

① ア（地方公共団体の了承）について

世田谷区長より、イのとおり地域住民等との合意を図ることを条件に、新事業活動について協力することが了承されている。（世田谷区長名の「新事業活動に対する協力了承の証明書」が経済産業大臣宛てに平成28年2月9日付けで発行されている。）

② イ（地域住民、道路利用者等の合意形成）について

玉川町会等が参加する二子玉川地区交通環境浄化推進協議会の協力を得ながら、地元警察署や世田谷区等の関係行政機関と協議しつつ、道路使用許可申請時までに地域住民等との合意形成を完了させる。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

平成28年3月（認定の日）から平成30年3月まで